



H24年度の定期報告はお済みですか? ~4月15日が締め切りです~



☆ この「家畜保健衛生所たより」は、報告が済んでいる方も含めて、全ての家畜飼養者にお送りしています ☆

家畜伝染病予防法の改正に伴って、H23年度から、家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の報告をいただいています。

H24年度分の報告をまだ提出していない方は、H24年4月15日（鳥類については6月15日）までに家畜保健衛生所に報告をお願いします。

報告いただくもの

【1】定期報告書

以前、説明会で配布、
または郵送したものです

★【2】チェックリスト(定期報告書の裏面)

★【3】添付書類(次ページ参照)

★牛・馬2頭以上、豚・山羊・羊・鹿・猪6頭以上、
ダチョウ以外の鳥類100羽以上、ダチョウ10羽
以上の飼養者のみ、【2】と【3】が必要です。

定期報告書(牛・山羊・めん羊・鹿)

平成 24 年 月 日

山梨県知事 横内 正 明 殿

住所

氏名 ※

印

電話番号

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

家畜の所有者の氏名又は名称	郵便番号	-
家畜の所有者の住所		
管理者の氏名又は名称	郵便番号	-
管理者の住所		
農場の名称		
農場の所在地	郵便番号	-



<裏面>

参考例

添付書類の内容は、おおまかに

*農場見取り図

*出入口の石灰散布場所・立入禁止の看板・消毒設備などの位置などの情報

*家畜飼養密度

*埋却地の情報

です。

詳しくは、定期報告書と一緒に同封してあった「添付書類の内容」をご確認ください。

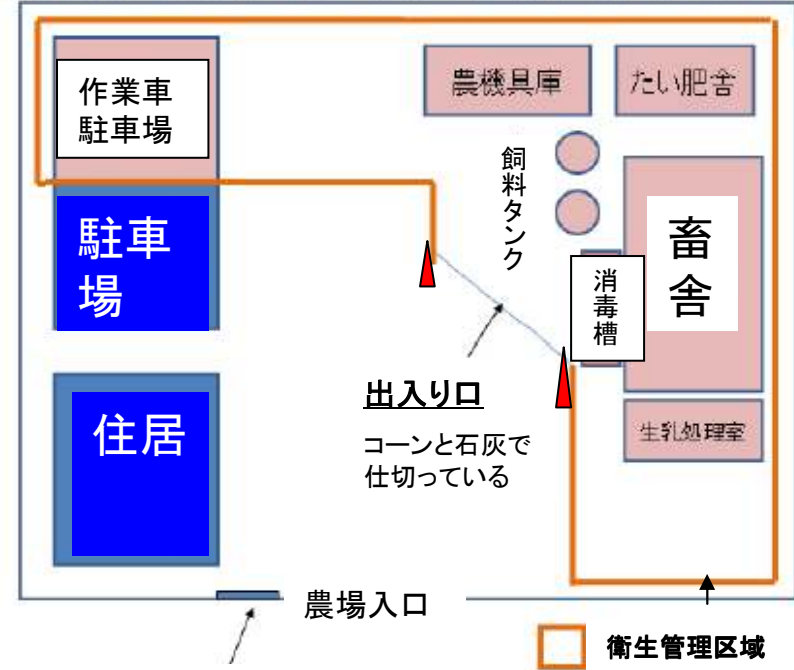
なお、馬の場合は見取り図だけでも大丈夫です。

家畜保健衛生所たより
(平成23年度第27号)

山梨県西部家畜保健衛生所
平成24年3月27日

<定期報告添付書類の例>

農場見取り図・衛生管理区域・出入口・消毒槽の位置・立入禁止札の場所を記入します



○その他の衛生設備(あれば)

- ・持ち運びできる簡易消毒装置：1台
- ・アルコールハンドジェル：1個

埋却地の情報	韮崎市本町3-5-24 農場北側の畑 250㎡
飼養密度 (一番狭い区画のみでOK)	10m×20mの牛舎に25頭(8㎡/頭) 3m×5mの豚房に15頭(1㎡/頭)